

「災害時における避難所の在り方について」議会質問いたしました！

災害時における避難所の給排水について

災害時に避難所となる小学校などは、施設そのものについては耐震補強が完了しており、おおきな地震があった際にも市民の皆様はそこへ避難でき、避難所生活で必須のライフラインの確保については、全ての小学校付近には地下式給水管が設置されています。そこへ至る水道本管も耐震化が全て完了しているそうです。しかし、道路の水道本管と小学校の校舎や体育館とを結ぶ給水管の耐震化は小学校262校中9校、中学校110校中4校以外は耐震工事が施工されていません。



今回の東日本大震災や先の阪神淡路大震災の例を見ますと、避難所の機能は、ただ避難された方々が入所することだけを役割としているわけではなく、災害発生直後から、避難された方々にとって避難所は日々の生活の場所となります。普段の生活の中で何度となく使用している水道やトイレなどの設備がもし使えない状態となるならば、どれほど不便で不自由な生活を強いられることになるか、強く訴えました！

河村市長より、大至急検討したいとの回答をいただきました！

「福祉避難所について」質問しました！

福祉避難所は、小学校区に1か所程度設置するとの目安になっていますが、本市においては全市で約1割程度の31ヶ所しか設置されていません。

こうした実態を解消するため、全ての小中学校や高校の空き教室を積極的に利用するなど、バリアフリー工事を行うなど、災害時要援護者に対して十分に配慮した体制をとり、学校内の洋式トイレの拡充、ベッドや車椅子などの福祉用具について、福祉避難所に指定された学校に備蓄困難ならば、関連企業などと災害協定を結んでおくなど、いざというときに臨機応変に対応できる体制を構築しておくべきであると訴えました！

「福祉避難所について」の回答。

議員ご提案のように、「地域における身近な社会福祉避難所」として、小学校などの避難所の一定の空間を利用することは、災害時要援護者の安定した避難生活の確保のため、有効であると認識しているところでございますが、トイレの洋式化やバリアフリー等の施設設備やさらには福祉用具の調達などの課題があることから、今後は全体感にたって検討してまいります。

との回答をいただきました。



福田せいじ ネット通信



福田せいじネット通信 2011年8月号 発行責任者 福田せいじ 発行日 2011年8月30日

「中川運河の生命線である中川口閘門の津波対策について」議会質問しました！



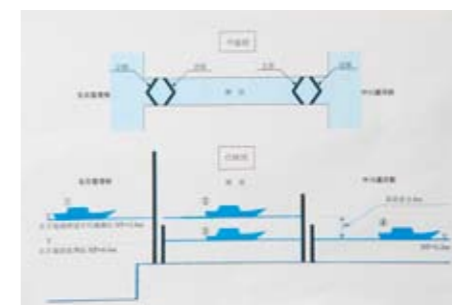
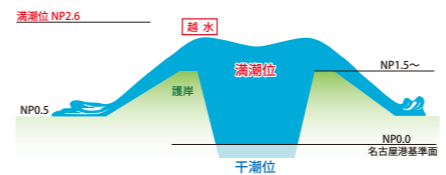
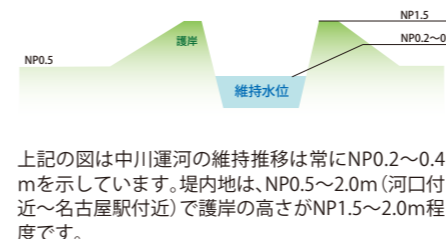
【中川運河の生命線である中川口閘門の津波対策について】の回答。

中川口閘門には、海側と運河側にそれぞれ前後に2門ずつ、計4門の鋼鉄製の扉があり、もっとも海岸側の扉は、防潮壁と同じく、想定東海・東南海連動地震の想定津波高さNP3.9mを超えるNP6mの高さを有しています。また、扉は一定の耐震性を有していると、名古屋港管理組合から聞いており、津波警報が発令された場合は、全ての扉を閉鎖することとなっております。

3月11日の東日本大震災の時は、地震発生直後に4門の扉を目視点検しており、外観の以上及び漏水がないことを確認しております。また、その後、全ての扉を閉鎖し、動作を確認しております。

ご指摘のように、仮に中川運河を津波が遡上するようなことになれば、本市に甚大な被害が生じると懸念されます。中川運河沿岸地域の市民の方々を守るためには、中川口閘門が津波を防御する役割を果たすことが生命線であると認識しております。

このため、扉の津波に対する耐波性能を改めて検証すべきと考えており、今回の東日本大震災を受け、名古屋港管理組合では、堀川口防潮水門と共に津波に対する耐波性の検証を行う予定であり、中川口閘門もこの調査結果を活用したうえで、必要な補強対策がなされるよう、名古屋港管理組合とともに名古屋市も一緒になって取り組んでまいります。との回答をいただきました。



上記図の中川運河の閘門については、この図左側の船が、満潮時に閘門内に入船、閘門の水位を中川運河の水位に下げ、運河と同水位になったところで運河側に入船します。

市会だよりに掲載されました

福田せいじ議員（公明）
中川運河における地震対策
【質問】中川口閘門については、地震で破損すると潮の満ち引きの影響を受ける感潮河川になってしまうので、早急な対策が必要では。
【答弁】中川口閘門は津波対策で重要な施設であることから、国の中央防災会議の検討状況を見守りつつ、今年度中に大規模津波に閘門が耐えられるのか検証する。（河村市長）

河村市長7月7日現地視察をしました。



市民相談 随時受付しております。
南区法律相談 要予約 ■毎週第1・第3木曜日（19時～21時）
毎月第4金曜日は金山総合駅でも法律相談を行っています。お気軽にご相談ください

福田せいじ事務所
〒457-0866 名古屋市南区三栄 2-6-8
TEL052-693-6922 FAX052-693-6921
http://www.s-fukuta.jp/